

1 旅行の企画

【従来どおり】老人クラブ内で企画を検討し、旅行プランを決定してください。

旅行会社への依頼や目的地施設の予約などをして、旅行計画書を作成します。

(旅行計画書はひな型を参考に作成してください)

旅行業者等の選定に際しては、業者ホームページ等でサービス内容や料金等をご確認いただき、複数の業者から見積りを取るなどしてご検討ください。(Q&A No.18を参照)



2 補助金交付の申請【旅行日の前々月末まで】

申請書(様式第1号)と旅行計画書を市へ提出し、補助金交付の申請をします。

申請書類は旅行日の前々月末までに提出してください。



3 交付の決定

提出書類の審査を行い、市が交付決定通知(様式第2号)を発行します。

4 旅行代金のお支払い

バス運行業者や旅行会社へ旅行代金を支払ってください。



5 実績報告と補助金請求【旅行日の翌月15日まで】

実績報告書（様式第9号）と旅行収支決算書、参加者名簿、交通費の領収書（写）を市へ提出して実績報告をします。

（旅行収支決算書はひな型がありますので、よければ活用してください）

同時に、補助金請求書（様式第11号）も提出します。

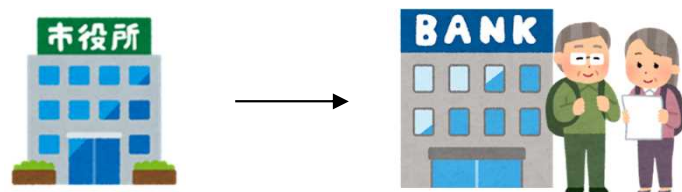
書類は旅行日の翌月15日までに提出してください。



6 確定通知と補助金支出

提出書類の審査を行い、市が確定通知書（様式第10号）を発行します。

確定した補助金額を市から老人クラブ口座へ振り込みます。



Q&A一覧

No.	Q	A
1	貸切バス「ことぶき号」が無くなり、クラブで手配するという理解でよいか。	そのとおりです。
2	旅行の方法は、クラブで貸切バスを調達する方法以外に、旅行会社のツアー利用や鉄道等の公共交通機関を利用しても良いという理解でよいか。	そのとおりです。 区分に応じて補助上限額を2種類「貸切バス調達・旅行ツアー又は公共交通機関」としています。
3	交通費が補助上限額より安い場合はどのような取扱いになるか。	実費（千円未満切り捨て）と補助上限額を比較し、低い額を交付することになります。
4	補助金は事前にもらえないのか。	事前申請、事後交付の形式であるため、補助金は旅行後に交付することになります。
5	補助金が振り込まれる銀行口座は、老人クラブ補助金と同じ口座か。	そのとおりです。 毎年度の老人クラブ補助金を振り込む口座と同じ口座へ入金します。
6	「交通費」に高速道路料金は含まれるか。	含まれません。
7	「交通費」に駐車場代は含まれるか。	含まれません。
8	観劇に行くとして、その観劇料は含まれるか。	含まれません。
9	旅行先での飲食代は含まれるか。	含まれません。

No.	Q	A
10	交通費の領収書は金額が記載されておればよいのか。	発行された領収書は、 ①『貸切バス調達』の場合は、「バス借上料として」といった記載があり、バス調達の代金であることがわかるもの ②『旅行ツアー又は公共交通機関』の場合は、ツアー会社発行の領収書明細内に「バス運行費用」等の費用がわかる記載があるもの、又は鉄道会社等発行の領収書で金額の確認を行います。
11	旅行計画書は旅行会社発行のものでもよいか。	旅行計画書（ひな型）の項目と同様の記載（出発日や人数など）がわかる書式であれば構いません。
12	旅行収支決算書は任意の書式でもよいか。	旅行収支決算書（ひな型）の項目と同様の記載（旅行人数や金額など）がわかる書式であれば構いません。
13	参加者名簿は任意の書式でもよいか。	任意の書式で構いません。少なくとも氏名が記載され、クラブ会員かどうかを判別できる名簿を提出してください。
14	クラブ会員以外の者が旅行に付き添う場合は、旅行人数に含めてよいか。	クラブ会員以外の方は補助金算定上の人数には含まれません。
15	5 1人以上の貸切バス調達で申請していたが、旅行当日に参加人数が減り、5 0人以下となってしまった。補助金請求手続きはどうなるのか。	実際の参加人数により補助金は算定します。 旅行方法が 貸切バス調達 である場合、補助金別表の「旅行人数区分が変わる」ことにより 補助金上限額が変更となる際は、補助金変更交付の手続きが必要 です。また、別表の「旅行人数区分が変わらない」ことにより 補助金上限額が変更とならない際は、補助金変更交付の手続きは不要 です。 詳細な手続きについては、旅行後に長寿介護課までご相談ください。

No.	Q	A
16	<p>旅行ツアー又は鉄道等で申請していたが、旅行当日に参加人数が減ってしまった。補助金請求手続きはどのようなのか。</p>	<p>実際の参加人数により補助金は算定します。 旅行方法が旅行ツアー又は公共交通機関である場合、参加人数の変更は補助金上限額の変更にあたりますので、補助金変更交付の手続きが必要です。 詳細な手続きについては、旅行後に長寿介護課までご相談ください。</p>
17	<p>補助金申請後に旅行がキャンセルとなった場合、キャンセル料は補助金の対象となるか。</p>	<p>キャンセル料は対象となりません。旅行キャンセルのご判断は各老人クラブで行ってください。 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を理由に、緊急事態宣言や国等で高齢者の旅行に関する制限が発出された場合等にキャンセル料が発生するかどうかについては、事前にバス運行業者や旅行会社へご確認ください。</p>

No.	Q	A									
18	市にバス運行業者の斡旋をしてほしい。	<p>業者の斡旋は行いません。</p> <p>各クラブで任意の業者へ旅行等の申込を行ってください。</p> <p>どういった業者があるのかわからない、といったお声もございますので、ご参考までに「一般社団法人大阪バス協会」などのホームページ等で、貸切バス事業者の一覧が掲載されているほか、下記に過去本市と「ことぶき号運営事業」において運行契約を締結していた事業者をお示しします。</p> <table border="1" data-bbox="1088 587 2069 679"> <thead> <tr> <th>業者名</th> <th>住所</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社高槻旅行サービス</td> <td>高槻市芥川町1-15-13</td> <td>682-1827</td> </tr> <tr> <td>株式会社ジェット観光</td> <td>大阪府大阪市天王寺区大道2-11-9</td> <td>06-6773-2135</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、本市としてこれらの業者のみの利用を勧めるものではございません。サービス内容等を比較するなどして各クラブでご判断ください。</p> <p>また、高槻市シニアクラブ連合会様でもご存じの業者があると聞いていますのでお問い合わせください。</p> <p>SC高槻ホームページ➡https://www.sc-takatsuki.com</p> <p>SC高槻電話番号➡072-683-9029</p> <p>ご不明なことがあれば長寿介護課までお問い合わせください。</p>	業者名	住所	TEL	株式会社高槻旅行サービス	高槻市芥川町1-15-13	682-1827	株式会社ジェット観光	大阪府大阪市天王寺区大道2-11-9	06-6773-2135
業者名	住所	TEL									
株式会社高槻旅行サービス	高槻市芥川町1-15-13	682-1827									
株式会社ジェット観光	大阪府大阪市天王寺区大道2-11-9	06-6773-2135									
19	高槻市シニアクラブ連合会の地区老連として旅行を実施する場合、どのように申請すればよいか。	<p>手続き上は高槻市シニアクラブ連合会様の申請として受付しますので、事前に長寿介護課までご相談ください。</p>									